

水道事業の課題と展望 (持続的経営の確保)

令和2年6月

総務省自治財政局公営企業課長
山越 伸子

地方公営企業とは

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な地方公営企業の事業全体に占める割合(平成30年度)

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,479万人	99.6%	1,882
工業用水道	年間総配水量	43億39百万m ³	99.9%	156
鉄軌道	年間輸送人員	253億人	10.3%	14
自動車運送	年間輸送人員	46億人	19.0%	25
電気	年間発電電力量	8,922億18百万kWh	0.9%	100
ガス	年間ガス販売量	1兆7,403億54百万MJ	1.9%	26
病院	病床数	1,547千床	11.3%	627
下水道	汚水処理人口	1億1,608万人	90.4%	3,628

上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業の仕組み

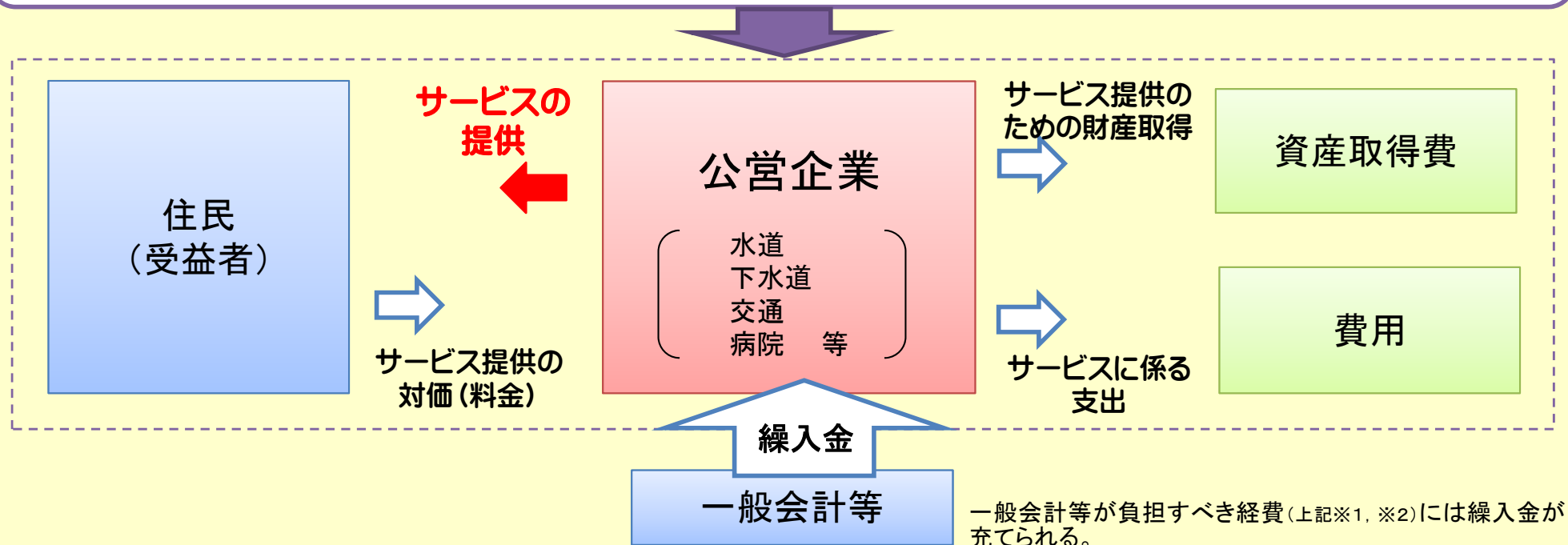
- 公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの。
- 一般会計においては税金等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に要する経費については、原則として事業の経営に伴う収入が充てられる。
- 上記の例外として事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(※1)、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(※2)については、一般会計等からの繰入金が充てられる。

※1:【例】水道事業における、公共の消防のための消火栓に要する経費

※2:【例】病院事業における、へき地医療に要する経費

公営企業の経理について

- 一般会計が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われる。
- 独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。

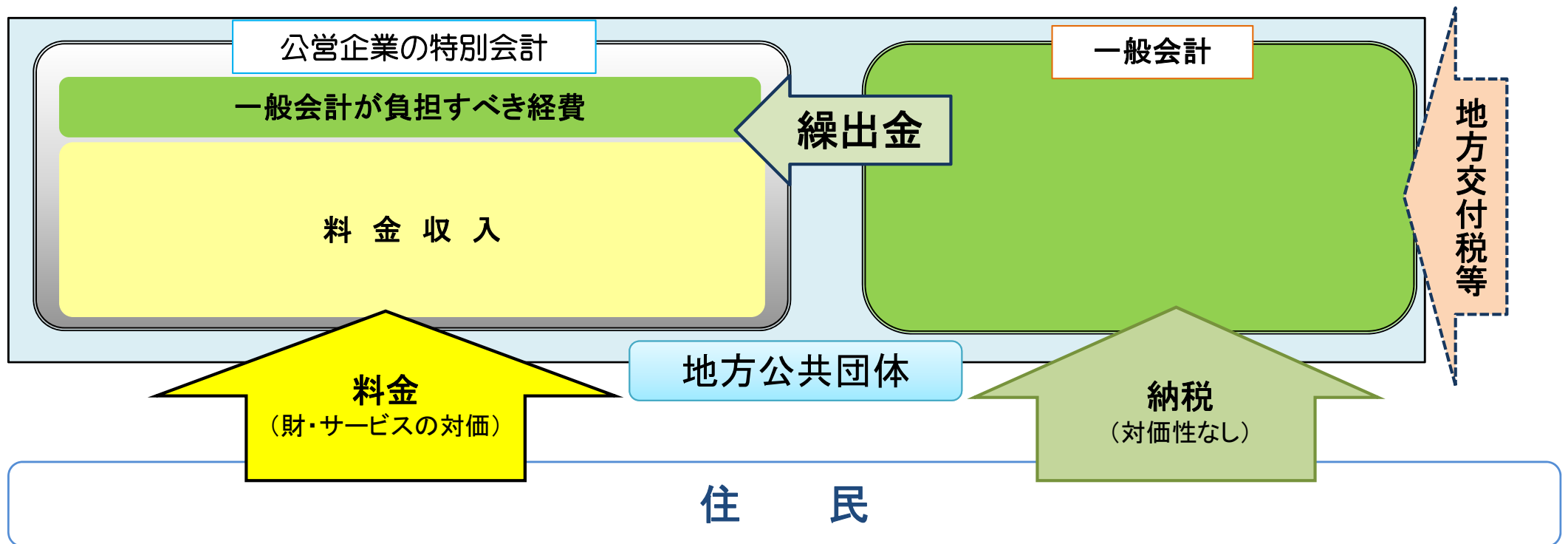


公営企業への公費負担(繰出金)

- 一般会計においては税収等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の特別会計においては一般会計が負担すべき経費を除き、事業の経営に伴う収入を財源として事業が行われる。
- 一般会計が負担すべき経費は、次のとおりであり、一般会計から公営企業の特別会計へ繰り出すこととされている。

(経費負担の原則)

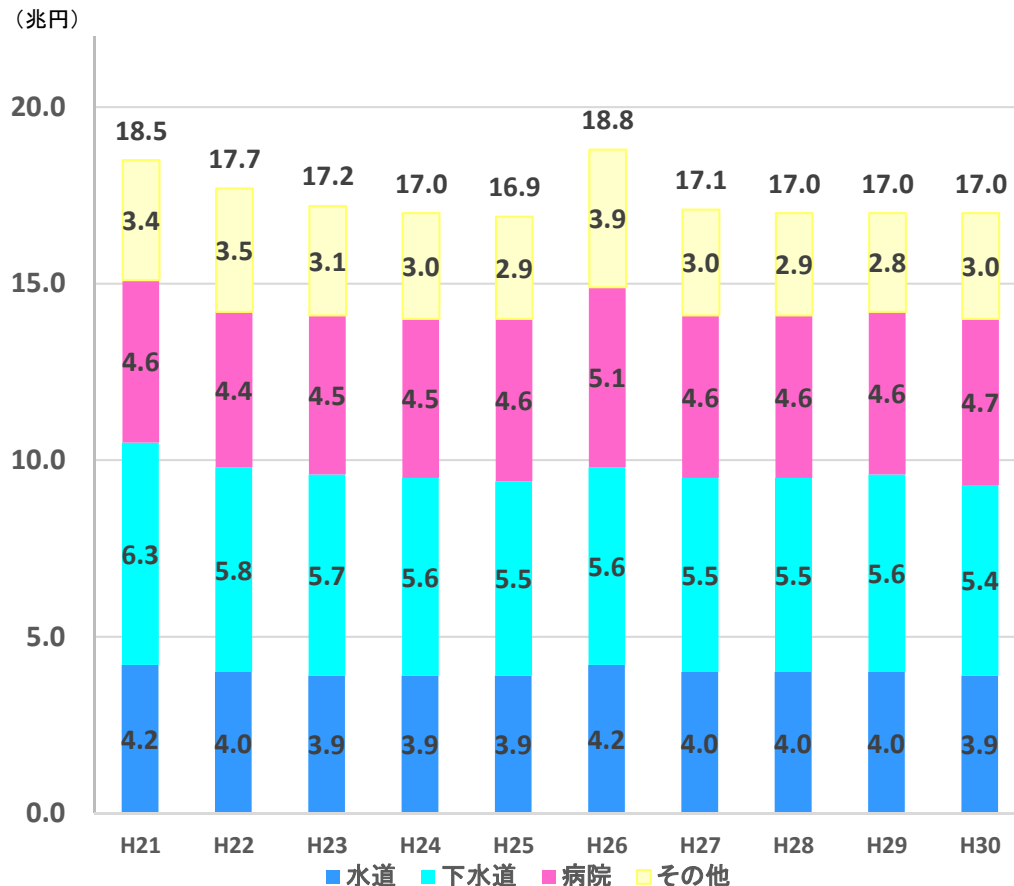
- ・ 事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(例:水道事業における公共消防のための消火栓に要する経費 など)
- ・ 能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費 (例:病院事業におけるへき地における医療の確保に要する経費 など)



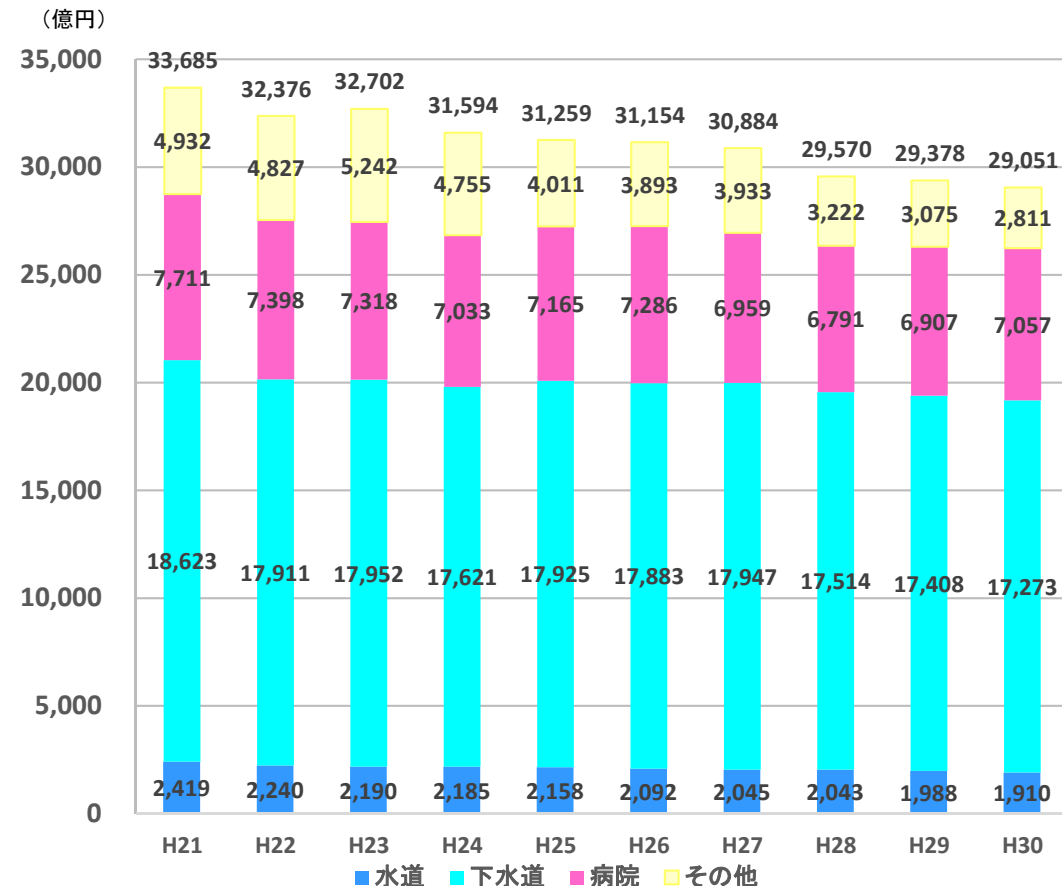
地方公営企業の決算

- 決算規模は、平成30年度決算で16兆9,796億円（対前年度△297億円、0.2%減少）であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。（平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大）
- 他会計繰入金は、平成30年度決算で2兆9,051億円（対前年度△327億円、1.1%減少）。
近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

地方公営企業の決算規模の推移



地方公営企業の他会計繰入金の推移



飲用水の供給手段と関係法律

小規模
低効率

大規模
高効率

水道法

飲用水
供給施設

簡易水道

上水道

(地方公営企業法義務適用)

公営企業

水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のために、「水道財政のあり方に関する研究会」報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

今後の具体的な取組方策

1. 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進すること。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できること。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果が期待できること。
- このため、各都道府県においては、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定し、その取組を推進すること。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組むこと。

2. アセットマネジメントの充実

- 水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めること。
- アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めること。

3. 着実な更新投資の促進

- 水道は住民生活に必要なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めること。
- このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても着実な更新投資が実施されるよう、地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても、適切に対応すること。

4. 料金収入の確保

- 資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、料金収入の大幅な減少が懸念されるため、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的に料金水準を改定すること。

5. 民間活用の推進

- 広域化と併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組も積極的に検討すること。

6. ICT、IoT等の先端技術の活用

- 既に、多くの水道事業において、浄水場等の集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されていること。
- 今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、実証実験の結果を踏まえ、活用を検討すること。

『今後引き続き検討すべき課題』

(1)簡易水道事業の統合の取組の検証

(省略)

(2)「水道」以外の多様な給水方法の検討

- 今後、急速な人口減少が進む中、広域化等の抜本改革を進めたとしても、極めて小規模な経営条件の不利な団体においては、現行の水道の技術水準や仕組みを維持したまま経営基盤を強化するにも限界があり、既存の施設の維持が困難となる団体が出てくることも考えられる。
- 現在、厚生労働省において、水道法に定める「水道」以外の手法による衛生的な水の供給について技術的な検討が進められている。
- 今後、こうした検討結果も踏まえ、多様な給水方法のあり方について検討を進める必要がある。

水道事業に係る財政措置

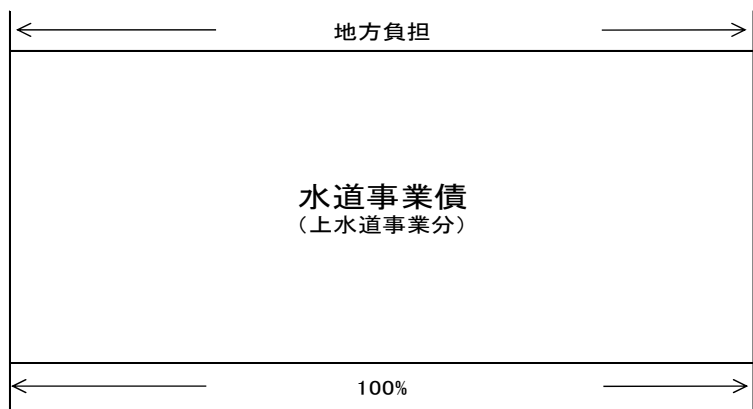
【措置の概要】

上水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は原則として講じていない。
簡易水道事業については、資本費負担の軽減を図るため、国庫補助金等を除いた簡易水道事業の建設改良に要する経費に対して地方財政措置を講じている。

【スキーム】

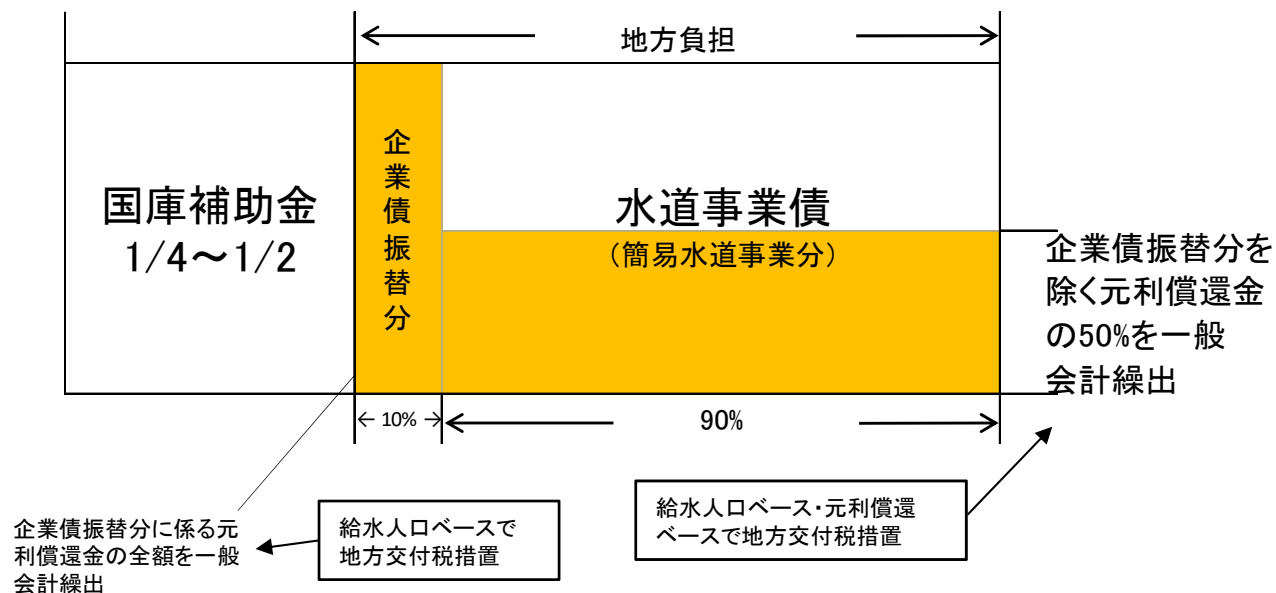
【上水道】

＜上水道事業＞ 単独



【簡易水道】 簡易水道事業の建設に要する経費

国庫補助対象事業及び地方単独事業



過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。

- ・過疎地域対策緊急措置法（昭和45年4月24日施行）
- ・過疎地域振興特別措置法（昭和55年4月1日施行）
- ・過疎地域活性化特別措置法（平成2年4月1日施行）
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。）

○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末に期限が到来。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」
及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

IV 過疎地域の現況等

	（過疎関係市町村）	（全国）	（過疎地域の割合）
関係市町村数（令和2.4.1）	817	1,718	47.6 %
人口（平成27国調：万人）	1,088	12,709	8.6 %
面積（平成27国調：km ² ）	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

III 各種施策

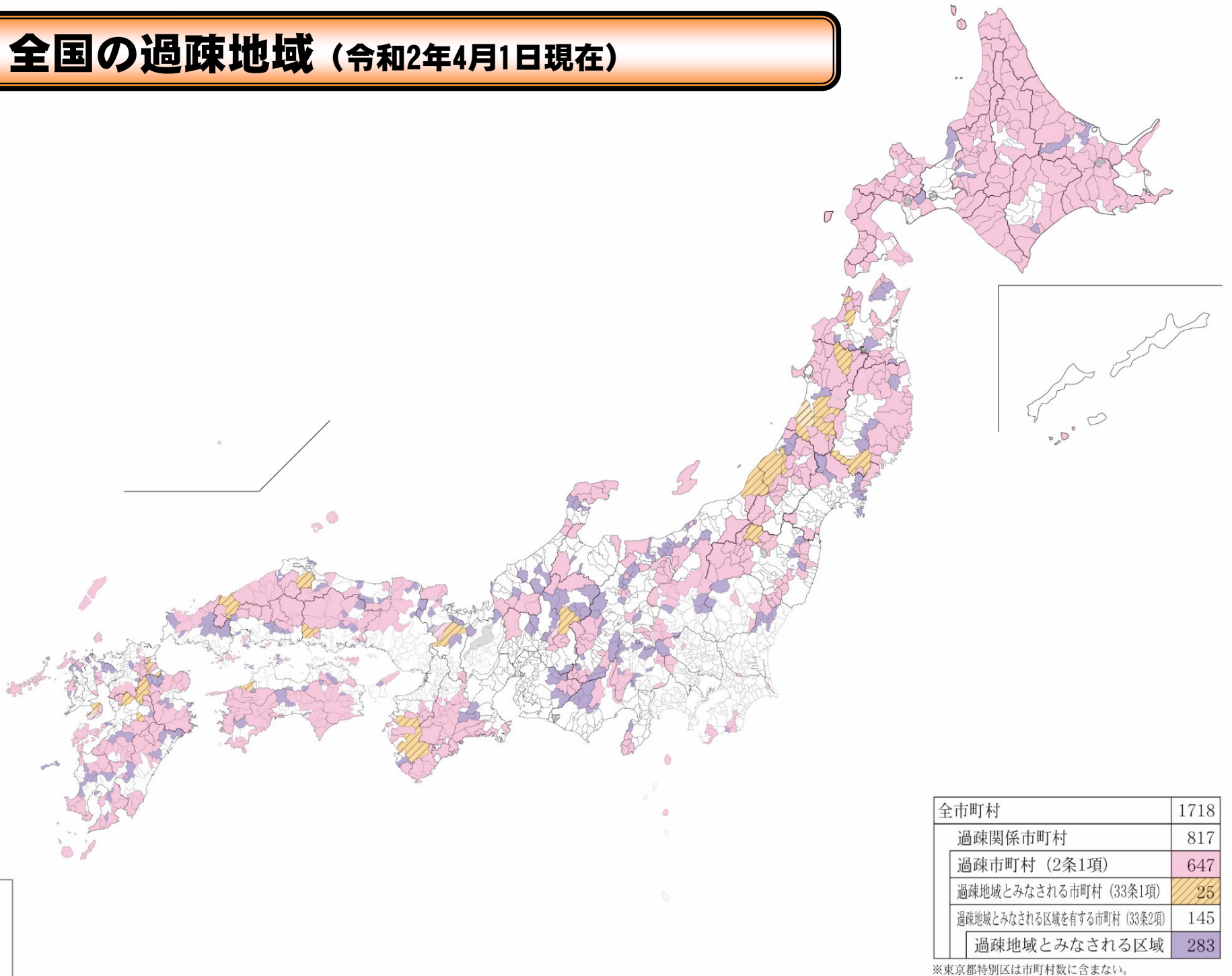
（1）過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和2年度計画額4,700億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
 - ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」（地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業（基金積立も含む））も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

（2）その他

○過疎地域等自立活性化推進交付金（令和2年度予算額：6.9億円）

全国の過疎地域（令和2年4月1日現在）



※東京都特別区は市町村数に含まない。

これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～令和2年度
目的	・人口の過度の減少防止 ・地域社会の基盤を強化 ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正	・過疎地域の振興 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の活性化 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成	
背景	・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収 ・897市町村で10%以上、17市町村で20%以上、36村で30%以上減少	・住民の就業機会や医療の不足 ・若年層を中心とした人口流出による高齢化	・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 ・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生	・高齢化の進行・自然減の重みの増大 ・農林水産業の著しい停滞 ・集落存続危機 ・引き続く若年者の流出 ・著しい高齢化の進行 ・身近な生活交通の不足 ・地域医療体制の弱体化 ・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望	
考え方	・緊急の対策 ・生活環境におけるナショナルミニマムの確保 ・開発可能な地域に産業基盤等を整備 ・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止	・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善 ・総合的かつ計画的な振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正	・「振興を図る」から「活性化を図る」へ ・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視 ・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視	・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能 ・「活性化」から「自立促進」 ・個性を発揮して自立できる地域社会 ・住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充	
成果	・市町村道改良率9% → 22.7%、舗装率2.7% → 30.6% ・集会施設整備 80% ・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)	・市町村道改良率22.7% → 39%、舗装率30.6% → 55.7%	・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加	・市町村道改良率54.2%、舗装率70.5% ・生活安定と福祉向上 ・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)	

過疎地域の要件

下記①～⑤の要件のいずれかを満たせば過疎地域となる。

		H12法制定当初の要件		H22法改正時追加要件	H26法改正時追加要件	H29法改正時追加要件
		①(H7国調反映)	②(H12国調反映)	③(H17国調反映)	④(H22国調反映)	⑤(H27国調反映)
人口要件	長期要件	35年間(S35～H7)の人口減少率30%以上 又は 35年間(S35～H7)の人口減少率25%以上かつ H7の高齢者比率 24%以上 又は H7の若年者比率 15%以下 ※ 25年間(S45～H7)の人口増加率10%以上の団体を除く	35年間(S40～H12)の人口減少率30%以上 又は 35年間(S40～H12)の人口減少率25%以上かつ H12の高齢者比率 24%以上 又は H12の若年者比率 15%以下 ※ 25年間(S50～H12)の人口増加率10%以上の団体を除く	45年間(S35～H17)の人口減少率33%以上 又は 45年間(S35～H17)の人口減少率28%以上かつ H17の高齢者比率 29%以上 又は H17の若年者比率 14%以下 ※ 25年間(S55～H17)の人口増加率10%以上の団体を除く	45年間(S40～H22)の人口減少率33%以上 又は 45年間(S40～H22)の人口減少率28%以上かつ H22の高齢者比率 32%以上 又は H22の若年者比率 12%以下 ※ 25年間(S60～H22)の人口増加率10%以上の団体を除く	45年間(S45～H27)の人口減少率32%以上 又は 45年間(S45～H27)の人口減少率27%以上かつ H27の高齢者比率 36%以上 又は H27の若年者比率 11%以下 ※ 25年間(H2～H27)の人口増加率10%以上の団体を除く
	中期要件	25年間(S45～H7)の人口減少率19%以上	25年間(S50～H12)の人口減少率19%以上	25年間(S55～H17)の人口減少率17%以上	25年間(S60～H22)の人口減少率19%以上	25年間(H2～H27)の人口減少率21%以上
財政力要件	財政力指数	0.42以下 (H8～H10の3か年平均)	0.42以下 (H10～H12の3か年平均)	0.56以下 (H18～H20の3か年平均)	0.49以下 (H22～H24の3か年平均)	0.5以下 (H25～H27の3か年平均)
	公営競技収益	13億円以下	13億円以下	20億円以下	40億円以下	40億円以下

※ 人口要件は、長期要件又は中期要件のいずれかに該当、財政力要件は、財政力指数及び公営競技収益のいずれにも該当する必要がある。

※ 高齢者は65歳以上、若年者は15～29歳

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意（許可）を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設			○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）

2 地方債計画額（当初）

令和2年度 4,700億円

辺地法による辺地対策

1 辺地法の経緯

- 昭和30年代、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他のへんぴな地域は、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低位
⇒ 相当数の住民が石油ランプを用い、天水を飲み、医者の手当てすら満足に受けられない状況
- こういった地域の格差是正を図るため「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年4月25日法律第88号)」を制定

2 辺地法の目的（法第1条）

辺地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域をいう。）を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

3 辺地の要件（法第2条、政令第1条、規則第2条、第3条）

①「人口要件」

地域の中心※1を含む5km²以内の面積に50人以上※2の人口を有すること。

※1 地域の中心：固定資産台帳に登録された宅地の3.3m²当たりの価格が最高の価格である地点

辺地区域の単位：地方自治法第260条の市町村の区域内の町若しくは字又は相互に接する2以上の町若しくは字の区域を単位とする。

※2 50人以上：施設整備には一定の受益人口が必要であり、投資効率の観点から設定

②「へんぴな程度」

地域の中心からの公共施設等までの距離等、へんぴな要素に係る点数が100点以上

辺地数（R2.3.31） 5,841 うち総合整備計画を有する辺地： 1,985			
	辺地	全国	辺地地域の割合
うち辺地を有する市町村数(R2.3.31)	971	1,718	56.5%
人口 (H27年国調:万人)	157	12,709	1.2%
面積 (H27年国調:km ²)	79,762	377,971	21.1%

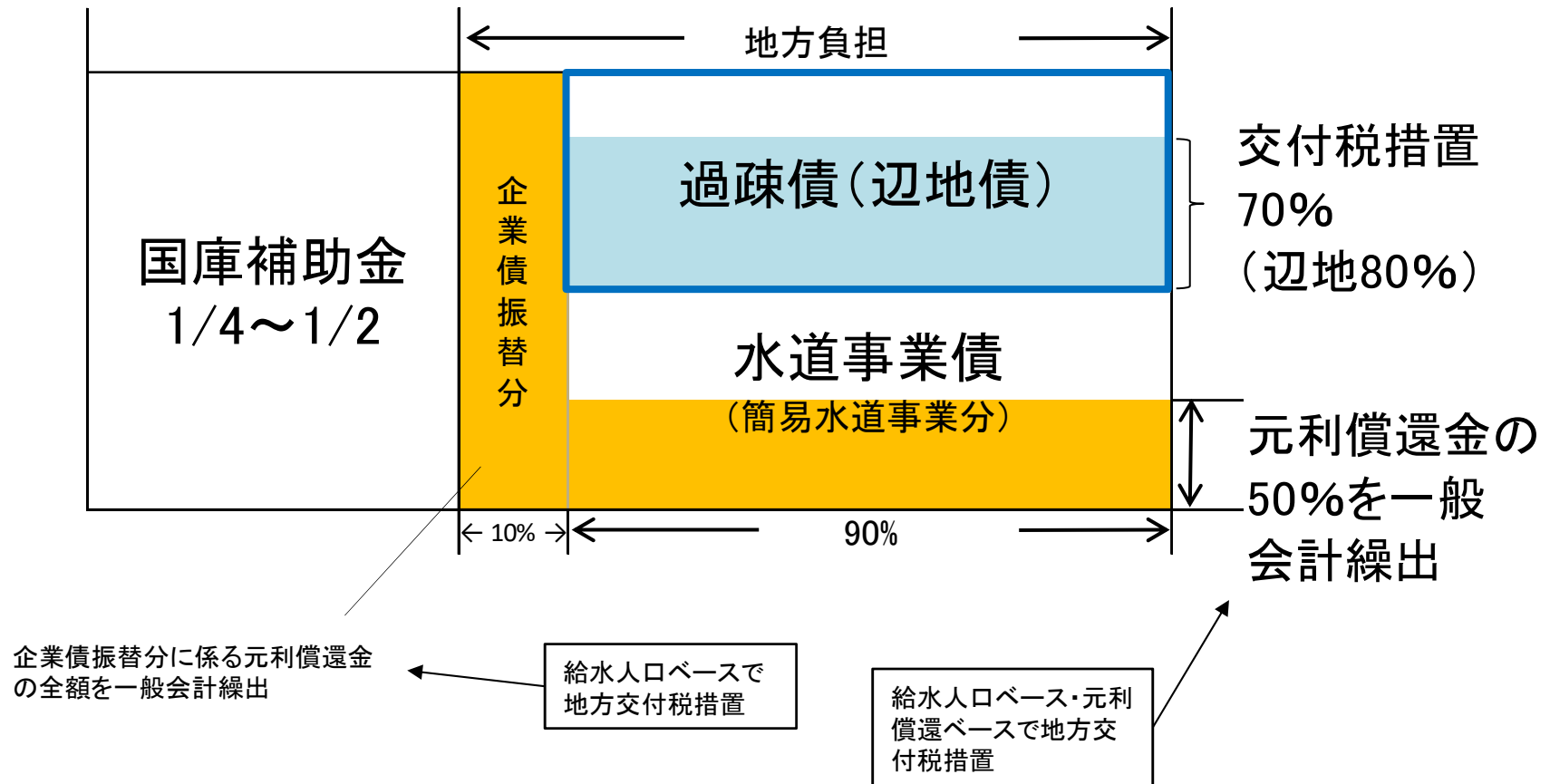
※ 辺地を有する市町村971と過疎市町村817のうち695市町村が重複

4 財政上の特別措置

- 総合整備計画に基づいて実施する公共的施設※の整備の財源として辺地対策事業債の発行が出来る。
※ 交通通信施設(市町村道、電気通信施設等)、教育文化施設(公民館、スクールバス等)、厚生施設(診療施設、**簡易水道施設**等)、産業振興施設(観光・レクリエーション施設等)等
- その元利償還金の80%は、普通交付税の基準財政需要額に算入
- 地方債計画額：R2年度 510億円

過疎地域等の簡易水道の財政措置

【財政措置のスキーム】



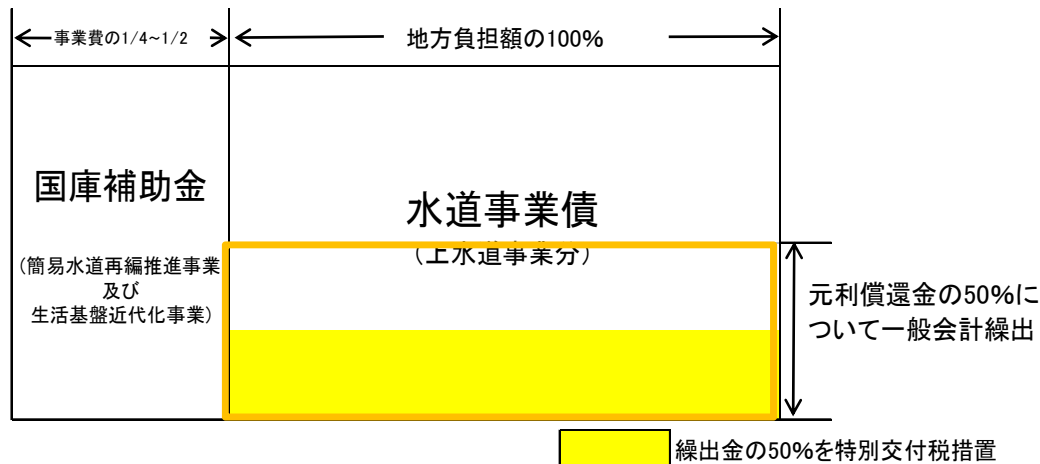
統合後に実施する旧簡易水道区域の建設改良に対する地方財政措置

【措置の概要】

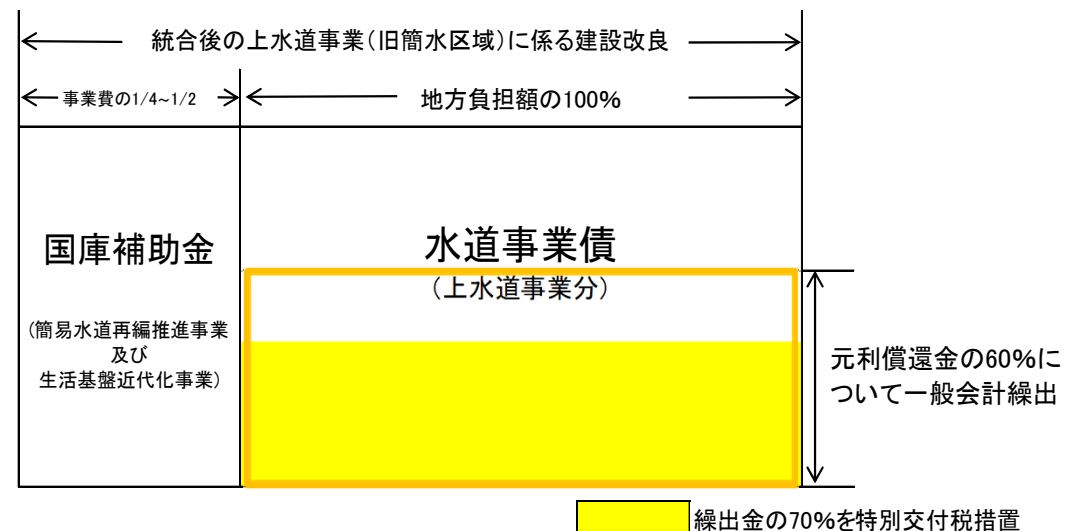
- 旧簡易水道区域の建設改良に対する国庫補助（「簡易水道再編推進事業」及び「生活基盤近代化事業」）のうち「簡易水道再編推進事業」は、原則として令和元年度で終了するが、簡易水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、統合後の上水道事業の経営を圧迫する恐れのある旧簡易水道区域の整備事業について、国庫補助（「簡易水道再編推進事業」及び「生活基盤近代化事業」）の対象となる。
- 統合後の上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備の円滑な実施を図るため、当該国庫補助（「簡易水道再編推進事業」及び「生活基盤近代化事業」）の対象となった事業のために発行する水道事業債の元利償還金に対して、地方財政措置を講じている。

【財政措置のスキーム】

〔一般分〕



〔過疎・辺地の場合〕



簡易水道を巡る最近の施策

- 簡易水道の統合（H19～R元）
- 水道法改正による施設台帳の整備の義務化（～R4.9）
- 公営企業会計の適用推進（～R5）

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

R4

R5

R6

＜集中取組期間＞

＜拡大集中取組期間＞

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
＜人口3万人以上＞

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
＜人口3万人未満＞

できる限り移行

移行

○ 下水道(集排・浄化槽)

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ その他の事業

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

取組の推進に
向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援(小規模団体に係るモデル事業を含む。)、都道府県による支援体制の充実等の取組を実施。

簡易水道に係る公営企業会計適用の取組状況(H31.4.1時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体については、97.7%が公営企業会計を「適用済み及び適用取組中」。
- 人口3万人未満の地方公共団体については、45.9%が公営企業会計を「適用済み及び適用取組中」。

	人口3万人以上		人口3万人未満		全団体	
	H31.4.1時点		H31.4.1時点		H31.4.1時点	
① 適用済み及び適用取組中	302	(97.7%)	268	(45.9%)	570	(63.8%)
② 検 討 中	7	(2.3%)	208	(35.6%)	215	(24.1%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	108	(18.5%)	108	(12.1%)
合 計	309	(100%)	584	(100%)	893	(100%)

(※)簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組も集計している。

上記の取組状況調査結果については、総務省HPにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

旧簡易水道事業等の経営に関する研究会

1 設置目的

- 簡易水道については、地理的条件等により一般的に経営基盤が脆弱であることから、厳しい経営状況に置かれている。このため平成19年度から平成28年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進されてきた。
- 一方で事業統合後も、旧簡易水道区域において地理的条件により施設の統合が困難であること等により、厳しい経営状況が続いている事業もあると考えられる。
- このような状況を踏まえ、簡水事業や簡水統合後の上水道事業の経営状況を整理し、分析の結果を踏まえ、財政措置のあり方を含め、持続可能な経営を確保する方策について検討。

2 委 員

氏 名	役 職
石井 晴夫(座長)	東洋大学名誉教授
宇野 二郎	横浜市立大学国際教養学部教授
木村 俊介	明治大学公共政策大学院専任教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
原田 大樹	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授
星野 菜穂子	地方財政審議会委員
大塚 英樹	長崎県地域振興部市町村課長
鈴木 伸一	岩手県一関市上下水道部長
三上 和彦	島根県邑南町水道課長

3 スケジュール

- 令和2年2月19日に第1回、4月22日に第2回、5月20日に第3回研究会を開催しており、秋頃に対応方針をとりまとめ予定。